

木葉駅周辺地区総合案内板設置工事（設計・施工）仕様書

1 業務名

木葉駅周辺地区総合案内板設置工事

2 履行場所

熊本県玉名郡玉東町木葉 658-2、695-3

3 履行期間（工期）

契約締結の日から平成 31 年 3 月 25 日（月）まで

4 目的

玉東町では J R 木葉駅の周辺整備を進めており、玉東町観光拠点施設や木葉駅前活性化施設（平成 30 年度末竣工予定）といった集客による賑わい創出を目的とした施設整備を行っているが、当該施設の立地は交通量の多い国道 208 号から数百メートル南に入った箇所であるため、国道 208 号からの集客を促すための案内板の設置を行い、木葉駅前の賑わい創出を図ることを目的とする。

5 業務内容

目的を達成できる案内板の設計・施工業務を行う。また、業務遂行にあたっては次のことに留意すること。

①設計・施工を行う案内板は 2 基とし次の箇所に設置を行うこと。

No.	施工箇所	面積	登記地目	所有者
1 基目	玉東町木葉 658-2	74.31 m ²	宅地	玉名郡玉東町
2 基目	玉東町木葉 695-3	150.85 m ²	宅地	玉名郡玉東町

②1 基目、2 基目とも次の内容を網羅すること。

- ・「木葉駅前活性化施設ゆめ・ステーション・このは」への誘導を促すため、当該施設の情報表示（文字か画像か等は問わない）を行うこと。なお、当該施設は物産コーナー、軽食・喫茶コーナーを有する施設であることから、その情報案内に配慮すること。
- ・「観光拠点施設ぷらっとぎょくとう」への誘導を促すため、当該施設の情報表示（文字か画像か等は問わない）を行うこと。なお、当該施設は観光案内所、町農産物の加工品販売所、公共屋外トイレを有する施設であることから、その情報案内に配慮すること。
- ・ J R 木葉駅への誘導を促す表示を行うこと。
- ・「国指定史跡 西南戦争遺跡」への誘導についての配慮を行うこと。

・矢印や距離表示等に工夫を施し効果的な誘導を行うこと。

- ③業務遂行にあたっては関係法規を遵守し、町業務の受託者として必要に応じて熊本県等関係機関との協議に要する資料の作成も行うこと。
- ④屋外広告物のしおり（熊本県作成）に反しない整備とすること。
熊本県ホームページ：https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_1482.html
- ⑤本業務は「木葉駅周辺地区総合案内板設置工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要領」に基づき、町に対し提案後、採用された内容を基本とし、町が定める（認める）仕様により行うこと。ただし、必要に応じ、町との協議により変更できるものとする。
- ⑥業務遂行にあたっては玉東町公共工事請負契約約款を遵守すること。
- ⑦業務遂行に伴い発生する廃棄物等の処分については、受託者の責任において行うこと。

6 案内板の設置を行う箇所の状況と施工にあたっての前提

(1) 現在の状況（平成31年1月現在）

別添「案内板設置箇所図」のとおり

(2) 施工にあたっての前提

- ①案内板1基目の設置箇所となる玉東町木葉658-2には平成31年1月現在サイン設備が存するが、これを最優秀提案者との契約までの期間において町で撤去する。よって、設計・施工にあたっては既設サイン設備がない前提で検討を行うこと。
- ②案内板2基目の設置箇所となる玉東町木葉695-3には銀杏の大木が存するが、これを最優秀提案者との契約までの期間において町で撤去する。よって、設計・施工にあたっては銀杏の大木がない前提で検討を行うこと。

7 その他

- ①業務の実施にあたっては、町担当職員及び関係機関と適宜協議を行うなど、十分に調整して行うこと。
- ②本仕様書に明記していない事項で、本業務の実施において必要と認められる事項については、町担当職員と協議のうえ、受託者の責任において実施すること。